

令和5年第2回(6月)定例会一般質問会議録

「手話言語条例について」

令和5年6月16日(金)11:00~12:00

議長(三苫 誠君) 12番 中島章二君。

○12番(中島章二君) [登壇]

次に、2項目め、日田市手話言語条例について伺います。

令和4年4月1日に施行された日田市手話言語条例ですが、私は理念条例にとどまることなく、実効性のある条例となり、この手話言語条例が手話を必要な方だけではなく市民全体が手話を言語として使っていることを理解し、日田市が誰もが住みたい、住み続けたい町となる基本になる必要性として発言してきました。この手話言語条例制定が誰もが住みたい、住み続けたい町に日田市が変わるための大きな一歩になるのではないかと考えています。

令和3年6月定例会で、私の質問に原田市長からは「絵に描いた餅、このような条例をつくっても何もございません。しっかり実効力のある、そして持続可能な状況で今後続けていくことのできるようなものを知恵を出し合いながらつくっていければと考えている」という御答弁がありました。

そこで、日田市手話言語条例制定から1年を経て、この間、手話言語条例についての周知啓発をどのように行っているのか。また、条例制定後、新規に取り組んでいる事業があれば伺います。

次に、手話通訳者についてですが、通訳が必要な方のニーズへの対応状況をお聞かせください。

手話言語条例について最後となりますが、今年も各地で自然災害が発生しています。言語条例第7条において「市は、災害時において、ろう者に対し、手話をはじめとする意思疎通の支援その他必要な措置を講ずるものとする」とされています。

ろう者の皆さんに対する発災時の情報伝達方法と避難所の対応について具体的にお聞かせください。

続きまして、日田市手話言語条例について、お答えをいたします。

まず、日田市手話言語条例制定後の周知啓発についてでございますが、令和4年6月1日号の広報ひた特集欄で条例制定の趣旨を掲載するとともに、同広報紙の毎月1日号に「手話で話そう」欄を設け、手話の紹介を行っておるところでございます。さらに、その手話紹介と同じ内容の動画を市のホームページや日田市公式動画チャンネル「Hita Tube」で公開するなど手話の理解と普及に努めているところでございます。

次に、条例制定後の新たな取組につきましては、令和4年4月から毎月の定例記者会見に手話通訳を導入しての手話による情報発信、それから市職員を対象とした手話研修、また教育

委員会との共同によります市内小学校での手話講習やろう者と小学生の交流の取組によりまして、手話が言語であることや、障がいに対する理解を図っているところでございます。

また、条例制定以前から行っております手話通訳者を派遣してあります意思疎通支援事業なども継続して行っており、ろう者の方が手話を使って安心して暮らせるよう、条例制定が実効性のあるものとして取り組んでいるところでございます。

次に、手話通訳が必要な方への対応、状況についてでございますが、ろう者の方が医療機関の受診や各種手続など、日常生活の中で手話通訳が必要な場合は、大分県聴覚障害者協会から手話通訳者などを派遣する意思疎通支援事業を利用させていただいておまして、毎年年間70件前後の利用がございます。

また、市では手話通訳者を社会福祉課に配属をすることで、手話や筆談によります相談や申請書類の手続等の支援を行っておりまして、こちらのほうは、延べでございますけれども年間550件ほどの相談などを受けているところでございます。

続きまして、災害時の対応についてでございますが、ろう者への発災時の情報伝達方法につきましては、文字表示付防災ラジオの配布をはじめ、ひた防災メール、ケーブルテレビ、日田市ホームページ、SNSなどの文字によります情報伝達手段で発信をし、1人でも多くの人に情報が伝わるように努めているところでございます。

また、ろう者への指定避難所での対応につきましては、大分県聴覚障害者災害情報保障対策委員会が作成をしてあります「聞こえない・見えない聞こえない人の防災・支援マニュアル」や、絵や文字を指し示すことで意思の疎通を支援するコミュニケーションボードを避難所ごとに配布をしてありますことと、実際の避難所におきましては、災害に関する情報などは掲示をし、文字による情報を取得できるように対応させていただいておまして、ろう者の方など配慮ができる体制を整えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君)

続きまして、手話言語条例について再質問させていただきます。

手話を言語として周知を図る具体的に取組についてなんですが、第6条第1項に手話への理解、促進及び手話の普及に関する施策がありますが、これには、いわゆる福祉の分野だけでなく、学校教育、社会教育の中での取組も必要で、効果があるのではないかと考えているところでございます。

そこで、現在行っている取組がございましたら、教育委員会のほうにお聞かせいただければと思います。

○議長(三苫 誠君) 教育次長。

○教育次長(高倉保徳君) 学校教育、社会教育分野での取組でございますが、初めに、学校教育、小中学校におきましては、道徳科や総合的な学習等の時間の中で、障がいや手話についての理解を深めます学習に取り組みますとともに、聴覚障がい者の方をゲストティーチャー

にお招きいたしまして、交流学习、また親子で一緒に手話に触れながら人権を学びます人権講演会を開催することで、聴覚障がい者への理解の推進に取り組んでいるところでございます。

また、このほかにも小学校5年生の国語科の教科書には、手話を絵と文で説明いたしました教材もあり、これらを通じまして言語としての手話に関します基礎的理解を深めさせていただいているところでございます。

また、中学校におきましても、全ての小中学校で学びます日田市人権学習共通教材の中に、障がい者への人権を学びます親子の絆を設定をいたしておりまして、この教材を通じまして、手話について正しく理解し障がいを理解する、偏見、差別をなくし、多様性を認め合う基本的人権を学ぼうとする意欲、態度、育成を図っているところでございます。

また、教職員に対しましても、研修を通して条例の周知を図っているところでございます。昨年12月に、日田市手話言語条例につきまして理解を深めるための教職員研修も実施をいたしているところでございます。

次に、社会教育の面でございます。

市民の学習機会の充実、また、意識啓発を促進するために、市民団体グループの御要望を受けまして、市職員が出向いて講演や説明を行います、ふれあい宅配講座を実施をいたしております。そのメニューの一つに、聞こえない人の暮らし、簡単な手話教室を設けております。

ふれあい宅配講座につきましては、5月の広報ひたへの掲載、また、広報発送に合わせまして、自治会長への講座メニューの一覧を配付しまして周知を図っているところでございます。

また、地区公民館の取組としましては、桂林公民館におきまして、自主学习教室、手話サークルあさぎりが登録されておりまして、月4回、第1、第4の木曜日に活動を行っております。

桂林公民館の自主学习教室、手話サークルあさぎりの登録者につきましては、令和4年度で17名、年間45回開催をいたしておりますので、延べ529名の参加があったと御報告は受けております。また、令和5年度につきましても、登録者のほうが増加傾向にあるということで、お話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) ありがとうございます。取組を学校現場でもしっかり行っていただけるということ、また社会教育の場でも行っていただくということ、これが、言語条例ができたからという形で進めていく、言語条例については、特に手話を言語として捉えるという大きなポイントがでございます。

これまでどおりに、困りの解消のための手話ではなく、言語として使っていくものですよということで、手話言語条例が制定されております。こちらについて、まちづくりという観点からも、市民の皆様が、手話を言語として捉えることが大切だと思っています。

今、次長のほうの答弁の中にもありましたけど、日田市には手話サークルあさぎりさんが活動されています。まちづくり、市民協働でこちらの手話言語条例について、手話を言語として理解を進めるために、市民協働で活動していく必要性が、また効果も上がるのではないかと考えて

おりますが、こちらのほう、市民協働でサークルの皆さんと一緒に取り組むことが、市としてお考えをお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長(三苫 誠君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(衣笠雄司君) 議員から今御紹介のありました手話サークルあさぎりさん、こちらの市で行っております手話奉仕員養成講座を終了された方で構成されているというふうにお聞きしております。昨年度も、この会の方々と意見交換とかしこまったあれではないんですけど、御意見頂く場面は去年も設けておまして、あと、一方で当事者、手話をお使いになるろう者の方々とも、お困り事等はありませんかということでの意見をお聞きした場面ありまして、実は今年度、この方たちと一緒に、実際に手話をお使いになる方と支援をしていただく意向のある方たちと市と合わせて、その中で、議員から御紹介のあったような何か取組が、どういったところがいいだろうかというのはお話ができればということで、そういったところをちょっと計画しておりますので、その中で、いわゆる市民協働であったり、御理解が深まるような取組に進めばなと思っているような状況でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) 行政が方針をつくっていく前に、しっかりとろう者の方と交流活動を進めていただいているような、市民の方とそういった方の声を聞いて、行政の方向性しっかりとつくっていただく必要性があるかと思えます。

また、私がお聞きしたところでは、あさぎりの皆さんもそういった場をつくってほしいという思いがあるということでしたので、積極的に市からお声かけいただいて、広く手話の言語ということの周知を図っていく活動を行っていただきたいと思えます。

誰もが暮らしやすいまちということで考えますと、障がいがあってもなくても生活できる環境が必要だと私は考えております。ろう者の方の自立と社会参加の推進について、これまで以上に福祉サービスの充実が必要ではないかと考えています。

気軽に相談できる窓口づくりについて、市役所や市内の事業所、また医療機関等で取り組んでいるようなものがあれば、御参考になるかと思えますけど、今後またお聞かせいただき、また今後取り組んでいく考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長(三苫 誠君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(衣笠雄司君) ろう者に対しましてのいわゆる合理的配慮の部分かと思えますけれども、市の窓口におきましては、先ほど登壇しての御答弁させていただく中で申し上げました、いわゆるコミュニケーションボード等も準備しておりますので、必要があればというところで常時これを使える状態にしております。

それから、市民課のほうでは、順番をお知らせする案内掲示板を掲示したりですとか、あとは社会福祉課窓口になりますけれども、ボタンを押していただくと光で、お声かけが困難ですので、そういったところも準備させていただきながら対応させていただいているというようなところでございます。

医療機関等各事業所さんでも、具体的な取組というのを詳細に報告しているわけではないん

ですが、それぞれ取り組んでいただいていると。今が法律的に言えば努力義務化で、来年4月から義務化ということになりますので、そういったところも含めて、今後も市といたしましては、そういった事業所さん、特に医療機関さん等には、そういった制度の周知をまずはしっかりと、適切な対応していただけるようにということには努めてまいりたいと思っております。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) 窓口としましては、手話を使われる方は、挨拶だけでも手話を使っただくと非常に相談しやすい雰囲気ができるかと思っておりますので、職員の皆さんも大変かと思えますけど、職員研修の中に取り込みながら、積極的に手話を使っていこうという日田市の窓口事業ということで行っていただければと思っております。

また、学校現場のほう、教育現場のほうで、児童生徒のために手話通訳者が必要となる場合があるかと思えます。このような場合には、人的配置については、どのように今行われているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長(三苫 誠君) 教育次長。

○教育次長(高倉保徳君) 手話による支援が必要な児童生徒がいる場合につきましては、まず、県教委のほうへ特別支援学級の設置、また増設、加配教員の申請を行うことをまず第一といたしております。仮に、配置ができない場合につきましては、市の特別支援補助職員の配置を行い、対応させていただくということで体制を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) 学校現場で授業を受ける児童生徒について、手話を言語として活用しながら授業を受けるということを考えますと、児童生徒と通訳者の方のコミュニケーションもかなり必要かと思えます。こういったことで、実際、学校現場に入っていたり、加配教員がつくという形、また特別支援学級ができるというのが一番ベストかと思えますけど、なかなか現状難しいのではないかと考えております。

こういったことでもありまして、手話を使える皆様方をしっかりと研修を行っていただいておりますけど、こちらの講習会のほうでしっかりと、皆さんが気軽に手話を使えるような市民の方が増えるということ、そして、先ほどから申し上げます手話サークルの皆さんと共に、方向性をしっかりとつくっていただきたいと思っておりますので、困りの発生する前に、対応をしっかり行っていただきたいと思っております。

次に、ろう者の皆さんにとっても一般就労ができることが、非常に安心して暮らせるまちづくりになるのではないかと、日田づくりになるのではないかと考えています。こちらの事業所が、日田市でも増えること、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながると思えます。

市として、事業所さん等への手話の周知、啓発について、現在行っている取組についてお聞かせください。

○議長(三苫 誠君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(衣笠雄司君) 今、就労に向けてのということでございますけれども、こちら

のほうもふれあい宅配講座の中に、障がいって何、聞こえない人の暮らしなどで、障がい者の方への御理解を深めるメニューを準備しております。

ちなみにでございますけれども、昨年度で申し上げますと1社ではございますけれども、就労に伴いまして2回ほどこの講座を利用いただけたということで、そういった積極的に取り組んでいただいている事業所の方もありますので、そういったところにつながるよう、市としては、啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) 市として周知、啓発のため、ふれあい宅配講座の中でしっかり行っていただいている。また、事業所さんのほうも、そういった市の取組があるということを広く知っていただくと、事業所の研修の中でも活用していただけるのではないかと思いますので、今後とも、しっかりとした周知、啓発を行っていただければと思います。

また、最後に、発災時に取り残される方がいないようにするためには、ろう者の方の個別避難計画、こちらは必要ではないかと私は考えております。ろう者の方の個別避難計画の作成については、現在、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(三苫 誠君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(衣笠雄司君) ろう者の方の個別避難計画についてでございます。

個別避難計画につきましては、4年度モデル事業を実施しまして、今年度から3年間作成するというので、基本的には自治会ごとの作成ということで、必要によりまして、早急という方は優先というような形で進めさせていただいております。

その中で、この計画の対象となる方は、避難行動要支援者ということで、幾つかの要件を定めておりまして、その中にろう者の方につきましては、障がい者1、2級を所持する方に該当することになりますので、そういった意味からも計画を策定する対象の方というふうには、市としては認識をいたしております。

ただ、個別避難計画につきましては、その個々の状況によって、お考えがとおりであったりということもあるということでございますけれども、市としましては、議員からおっしゃいますように、命に関わる問題でございますので、そういった必要性等を説明しながら、こういった計画の作成に取り組んでいきたいというところでございます。今の段階で完成というところに至った方はまだいらっしゃいませんけれども、今後そういった中で進めていくことになるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) これから出水期も真ただ中ということで、いつ災害、水害等起こるか分かりませんので、取組で取り残される方がいないように、しっかりと市として活動をお願いしたいと思っております。